

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
介護予防訪問型サービスに関する重要事項説明書

社会福祉法人こしば福祉会
ヘルパーステーション トマト

(令和8年4月)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業の目的

事業対象者及び要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

2 事業者の概要

事業者の名称	ヘルパーステーション トマト
所在地	〒514-0073 三重県津市殿村 860 番地の 2
電話番号	059-273-5647
事業所番号	24A0501338
管理者	大矢 珠美
サービス提供責任者	堀内 佳奈
訪問介護員	2名（常勤 専従） 5名（非常勤 専従）

3 事業実施地域と営業時間

実施地域	津市（運営可能な範囲）
営業日	月曜日から土曜日 （年末年始 12/30~1/3 を除く）＊原則
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

4 提供するサービスの内容

訪問介護員等によるサービス（介護予防訪問型サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上のお世話をを行うサービスです。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員の交替

① 契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者からの特定訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

(2) サービス実施時の留意事項

① 契約者は、「4. 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。

② 訪問サービスの実施に関する指示

訪問サービスの実施に関する指示は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は、
訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等を十分配慮するものとしま
す。

③ 備品等の使用

訪問系サービス実施に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させ
ていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施がで
きない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサ
ービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する
行為は行いません。

① 医療行為

② 契約者又はその家族等からの物品等の授受

③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒・喫煙・食事

⑤ 契約者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他の契約者又はその家族等に行う迷惑行為

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、契約者に対して応急処置、医療機関へ搬送等措
置を講じ、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及
び津市へ連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する
とともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合、速やか
に損害賠償を行います。

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やか
に主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業所担当者へ連絡を行う等、必要な措置を講じま

す。

8 サービスに対する苦情への対応について

- ① 事業所の提供するサービスについて、不満・苦情がございましたら、苦情を申し立てることができます。
- ② 申し立てについては、(1) 当事業所 (2) 自治体の窓口 (3) 三重県国民保険団体連合会等の諸機関で受付を行っています。
- ③ 苦情に対する対応は、迅速、誠心誠意を第一にいたします。苦情の内容に応じて、関係機関との連絡を取り合い、処理を進めるとともに経過報告、結果報告、処理に関してご報告いたします。

事業所相談窓口	社会福祉法人こしば福祉会 (苦情処理担当)	電話 059-237-5050
苦情受付機関	津市役所 介護保険課	電話 059-229-3149
	三重県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)	電話 059-222-4165

9 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画書を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 感染症が発生又はまん延しないように、事業所の感染マニュアルに基づき、感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月1回以上開催し、その結果について訪問介護員に周知徹底します。
- ② 訪問介護員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を実施します。

11 虐待の防止

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所の虐待対応マニュアルに基づき、事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について訪問介護員に周知徹底します。
- ② 訪問介護員に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施します。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を実施します。

12 秘密の保持

当事業所、訪問介護員及び事業所に従事する者は、契約前後を問わず、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報、秘密を正当な理由なくして第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

13 身元引受人

利用者は、身元引受人を選任してこの契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 身元引受人の選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

3 身元引受人は、利用者が本契約上、事業者に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負うものとします。

以上

《別紙》

利用料金表

ヘルパーステーション トマト

(1) 介護予防訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

1 単位・・・10.42 円

R7.4.1 現在

サービス名称	サービスの内容	基本単位 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
訪問型サービス(独自) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	1,176 単位 12,254 円/月	1,226 円	2,451 円	3,676 円
訪問型サービス(独自) II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	2,349 単位 24,477 円/月	2,448 円	4,895 円	7,343 円
訪問型サービス(独自) III (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(要支援2の利用者のみ)	3,727 単位 38,835 円/月	3,884 円	7,767 円	11,651 円

サービス名称	サービスの内容	基本単位 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
訪問型サービス(独自) IV (1回につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	287 単位 2,991 円/回	299 円	598 円	897 円
訪問型サービス(独自) V (1回につき)	短時間の身体介護が中心の訪問型サービス(独自)(事業対象者・要支援1・2)	163 単位 1,698 円/回	170 円	340 円	510 円

【加算等】

加算の種類	基本単位 利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
初回加算	200 単位	209 円	417 円	625 円
訪問介護 同一建物減算 1	所定単位数の10%減算			
介護職員等処遇改善加算(II)	所定の総単位数×22.4%			

*介護保険の対象となるサービス(契約書第5条参照)において、交付された「介護保険割合証」記載の割合がご利用者様の負担となります。(円未満切上げ)

*利用予定日の当日にサービス提供をキャンセルした場合は、利用者負担金の 100%のキャンセル料をいただきます。ただし、体調不良や容体の急変など、やむを得ない事情の際にはキャンセル料は不要とします。

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求いたしますので次のいずれかの方法によりお支払ください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日までに現金にてお支払ください。
銀行振り込み (振込手数料は利用者様のご負担を願います)	サービスを利用した月の翌月末日までに、下記の口座にお振込みください。 三十三銀行 津新町支店 普通口座 0720727 社会福祉法人こしば福社会 理事長 山口 和夫